

議員提出議案第12号

大都市・税財政制度特別委員会の設置について

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年5月19日

大阪市会議長 片山 一步 様

提出者

杉村 幸太郎	竹下 隆	山本 智子	岡田 妥知
広田 和美	たけち 博幸	塩中 一成	野上 らん
藤田 あきら	橋本 まさと	岡崎 太	佐々木 りえ
高見 亮	西 徳 人	佐々木 哲夫	杉田 忠裕
辻 義隆	前田 和彦	荒木 肇	福田 武洋

(別紙)

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）第4条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名称

大都市・税財政制度特別委員会

2. 目的

地方自治の本旨に基づく大都市の制度と機能の改善及び行政区の区域の変更について調査研究を行うとともに、大都市行政の実態に対応する税財政制度の確立を強力に促進するため、調査研究及び実行運動を行う。

3. 付議事件

(1) 地方制度改革に関すること

- ① 地方分権に関すること
- ② 地方制度調査会に関すること
- ③ その他地方制度改革に関すること

(2) 都市間協力に関すること

(3) 行政区の区域の変更等に関すること

(4) 大都市税源の拡充に関すること

(5) 大都市財源の拡充に関すること

(6) その他大都市の制度と機能の改善に関すること

4. 委員定数

20人

5. 期間

市会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。